



令和8年度

鹿嶋市立高松学
園 高松小中学校
いじめ防止基本方
針

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が児童生徒たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本方針

(1) いじめの定義

本校では、法にのっとり、「いじめ」とは児童生徒に対して、本校に在籍している児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（情報通信ネットワークを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。**いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。**

「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利や学校生活、その他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。（人権の尊重）

したがって、いじめ防止のための3つの柱として、「全ての児童生徒に対して学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする」（未然防止）、「全ての児童生徒がいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする」（早期発見）と「発見したいじめに対していじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、児童生徒に関係する全ての関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して適切かつ迅速に対応する」（いじめへの対処）が挙げられる。

全ての教職員は以下の「いじめに対する基本認識」のもと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解した上で、いじめ防止対策を行う。

(3) いじめに対する基本認識

- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめを行ってはならない。
- いじめは、絶対に許されない。
- いじめは、卑怯な行為である。
- いじめは、どの学校、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものである。
- いじめを認識しながら放置してはならない。
- いじめは、一部の特別な児童児童生徒だけではなく、どの児童児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- いじめは、大人に気付かないように行われることが多い。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

① 児童生徒の責務

「いじめ防止対策推進法」

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

② 教師の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する。

「いじめ防止対策推進法」

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

③ 保護者の責務

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

「いじめ防止対策推進法」

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 6つの取組

本校では、次の6つの取組の徹底を図る。

- ① 未然防止への取組
- ② 早期発見への取組
- ③ 早期解消への取組
- ④ 関係職員との連携
- ⑤ 教職員研修の充実
- ⑥ 教科指導の充実

3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。 ※【別紙1】『高松小中学校「いじめ防止対策委員会」組織図』参照

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、児童生徒指導主事、各学年の児童生徒指導担当教諭、養護教諭、（※その他、スクールカウンセラー、適応指導教室相談員等、実態に応じて校長が必要と認める者）

(2) 校長は委員会を総括し、委員会を代表する。

(3) 委員会は次に上げる事務を遂行する。

- ① 「高松小中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ問題の確認といじめの認知に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- ⑦ 児童生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- ⑧ 児童生徒や保護者・地域への「高松小中学校いじめ防止基本方針」の主旨等についての周知・理解活動に関すること。

(4) 委員会は校長が招集する。

(5) 委員会は隔週1回定例会として招集し、いじめ事案を想定できる場合は、その都度臨時会として招集する。（委員長は校長へ早急に報告する）

(6) 重大事態の発生時は学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体を判断し、その結果に基づいて学校は対処する。

（詳細は9）

以下のような事態の時、市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の事実関係を詳細かつ速やかに調査する。また、市長が再調査を行う場合、再調査を行う組織に積極的に資料を提供する。 ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）※

「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 居場所づくり・絆づくりと自己有用感の獲得

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気と人間関係づくりを推進する。

・教職員の情報交換による多面的児童生徒理解と協力協働指導体制の構築

・『Let's make together ～夢に向かい 未来を創る 高松っ子！～』のキャッチフレーズの下、元気な挨拶やコミュニケーション指導の実施

・ソーシャルスキル学習やピア・サポート学習、構成的グループエンカウンターを取り入れた

特別活動の実施

・児童生徒会・生活委員会を中心とした「いじめ防止フォーラム」等の児童生徒主体の活動の実施

② 児童生徒の内面理解に努める。

- ・学校生活アンケート（年3回：6月、10月、2月）
- ・学校生活改善アンケート（毎月25日）

③ 児童生徒の社会性の育成に努める。

- ・キャリア教育の推進（職業人の話を聞く会、職業調べ、職場見学・職場体験活動等）
- ・異年齢交流活動の実施（委員会活動、陸上練習、コミュニケーション英語等）
- ・地域行事ボランティアへの参加の推進（鹿嶋まつり、公民館まつり等）

(2) 楽しく分かる授業・目標を明確にした授業づくり

① 学業指導の充実に努める。

- ・時間前着席から始まる授業時の習慣、発表の仕方や聞き方等の指導と約束の徹底
- ・自尊感情の向上を図り、児童生徒指導の3つの機能を生かした授業づくり（自己決定の場、自己存在感、共感的な人間関係）
- ・特別支援教育の視点を踏まえた一人一人が活躍できる授業の工夫
- ・言語活動の充実と児童生徒が学び合う授業の工夫

(3) 規律正しい学校生活（高松スタンダードの活用）

① 高松小中学校のきまり・約束の徹底を図る。

- ・あいさつ、服装、通学の約束、授業中の姿勢、発表や聞き方の約束、その他のきまり

② 教職員の適切な認識、言動、態度等による指導の徹底を図る。

(4) いじめ防止年間計画の整備【別紙2】「いじめ防止 年間計画」参照

教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携により、職員会議等、防止対策、早期発見について、それぞれで取り組む内容・具体的事項を明記する。

5 早期発見と早期認知

小さな変化に気づき、情報を共有して、速やかに対応する。

(1) 意識的に行う日常のコミュニケーションと観察

① 「ふれ合い」を基盤としたコミュニケーションの活性化を図る。

- ・授業時、休み時間、部活動時のコミュニケーション
- ・教師間の情報伝達、部活動顧問会議
- ・保護者との連携

② 一人一人に声をかけ、きめ細やかな観察に努める。

- ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（出席呼名、授業時、休み時間、校内巡視

(2) 定期調査の実施

① 児童生徒の実態を探り、かかわりを深めるためのアンケートを実施する。

- ・学校評価アンケート（学期1回、児童生徒、保護者、教職員）
- ・学校生活改善アンケート（月1回、学期一回程度保護者と一緒に実施）
- ・児童生徒携帯電話・ネット利用調査、保護者携帯電話等アンケート

(3) 相談体制の整備

① 一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を確立する。
・教育相談(学期 1 回の定期相談)、チャンス相談、養護教諭による教育相談

② スクールカウンセラー等、専門家の積極的・効果的な活用を図る。
・全校児童生徒対象のスクールカウンセラーによるカウンセリング(年 1 回)
・スクールカウンセラーによるカウンセリング

(4) インターネット等利用に対して

① 児童生徒・保護者に対し、情報社会の実態を共通認識し、課題の正しい理解と啓発活動を推進する。
・学校だより等のプリント配付、ホームページでの情報公開、情報モラル研修会、ケータイ・ネット安全教室の開催。

(5) 情報共有の場の設定

① 児童生徒の実態を共通理解し、明確な対応を協働で取り組むための定期会議を実施する。
・職員会議、企画会、児童生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会・不登校対策委員会)、学年会

6 いじめ問題解決のための対応

(1) 情報を収集し事実関係を把握した上で、いじめの疑いのある事案をいじめ防止対策委員会(児童生徒指導委員会)でいじめとして対応すべき事案か否か判断する。

(2) 十分な効果をあげることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるものは、学校の設置者に連絡し、警察署と相談のうえ対応を図る。

(3) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

(4) 被害児童児童生徒や保護者への支援、加害児童生徒やその保護者への指導・助言は、組織として対応する。

- ・相互的、多面的な解釈で対応する
- ・プライバシーの遵守
- ・迅速な保護者への連絡
- ・教育的配慮の下でのケアや指導

(5) 見ていた児童生徒にも自分の問題として捉えさせるような教育活動を実践する。
・年間計画の中で、また、臨時の学級会や集会等で、根絶しようとする態度を養う
(6) ネット上のいじめへの対応

・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる
・児童生徒が悩みを抱え込むことがないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する
・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う

7 関係機関との連携

(1) 保護者

学校公開日や個別面談等、学校行事の保護者が来校する機会において、「学校の基本方針」「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、前記、いじめ防止対策推進法第9条第1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、面談等で児童生徒の家庭状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。(2) 地域

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察署、児童相談所等の関係機関に相談する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童生徒が在籍する学校と連絡して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

8 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

- ・実践的研修
- ・事例研究
- ・各感染症等に係る差別、偏見などの人権問題
 - ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ・いじめ対策に係る事例集の活用

9 重大事態発生時の対応 【別紙3】「高松小中学校 重大事態 対応フロー図」参照 重大事態とは（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省）

生命心身財産重大事態

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

【重大な被害が生じた疑いがある事例】

①生命被害

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した場合 など

②身体被害

- ・リストカットなどの自傷行為を行った場合
- ・暴行を受け、骨折の場合
- ・投げ飛ばされ脳震盪になった場合
- ・殴られて歯が折れた場合
- ・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたために刺されなかった場合 など

③精神被害

- ・心的外傷後ストレス障害と診断された場合
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合
- ・多くの児童生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた場合
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された場合 など

④財産被害

- ・複数の児童生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した場合
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された場合 など

不登校重大事態

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事例】

- ・いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日（目安）に達した場合
- ・欠席が続き（目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転校した場合 など

※重大事態の発生に係る被害児童児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じたとき

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

→調査主体が学校の設置者となる場合は、学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

→調査主体が学校となる場合は、以下(2)～(7)のように対応する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童 生徒を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害者児童生徒に対しては、いじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、助言する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒と保護者に対し、事実関係その他必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※ 相当の期間とは、3か月を目安とするが、被害の重大性に応じて学校の設置者又は校長の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうか判断する時点において、被害者本人及びその保護者に対して、面談等により確認し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることのできるための支援や、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

10 取組評価アンケート

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、(1)～(5)の5項目に関して評価規準を設定し、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止への取組の徹底

- ア 児童生徒の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見への取組の徹底

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消への取組の徹底

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。(重大事態があった場合)
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係職員との連携の徹底

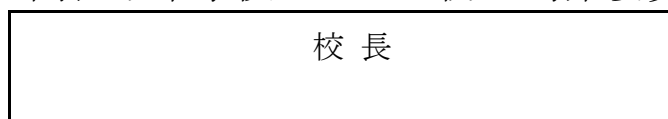
- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の充実

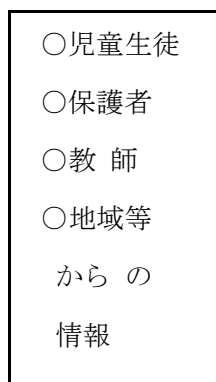
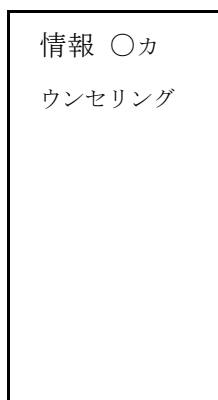
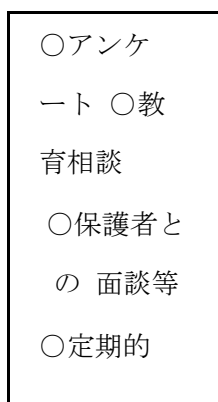
- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価基準を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

【別紙 1】 高松小中学校「いじめ防止対策委員会」組織図



情報収集 関係機関



連絡相談 いじめ防止対策委員会（常設）	
いじめと疑われる 事実の認定	○鹿嶋市教育委員会 ○警察
構成メンバー	○児童相談所
校長、小中教頭、小中教務主任、小中児童生徒指導主事、各学年児童生徒指導員	○PTA
いじめ防止対策委員会（臨時会）	○高松小学校
○担当教諭、養護教諭	○適応指導
○事実確認・判断	○高松小学校
○関係児童生徒への対応	○クールカウンセラー
○関係保護者への対応	○適応指導
○関係機関との連携	○ほか関係職
○重大事態にあたるかどうかの判断・認識	○教室
週1回の定例会	○も相談課
・いじめの未然防止に向けての取組	○青少年相談員
・いじめの早期発見を目指しての情報収集	○民生児童委員
・いじめに関する研修の企画等	○医師
案	○関係等

連絡
相談

生
報告

重大事態発

定期的報告 **教育委員会**

【別紙2】 いじめ防止 年間計画

月 取組 調査・アンケート ・職員いじめ防止研修（共通理解・意識啓発）

・気になる児童生徒の情報交換

会（共通理解）

・学級づくり（集団づくり・居場所づくり）

4

・家庭訪問（早期発見・保護者啓発） ・ソーシャルスキル学習（社会性育成）

・グループエンカウンター（人間関係づくり・居場所づくり） ・新入生歓迎オリエンテーシ

ョ

ン（社会性育成）

・ピア・サポート学習

（人間関係づくり）

・ソーシャルスキル学習

（社会性育成）

・グループエンカウンター

（人間関係づくり・居場所づくり）

・みんな友達集会

（人間関係づくり・居場所づくり）

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラム (啓発) ・定期教育相談 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・居場所づくりエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり) ・職場体験学習 (社会性育成) ・地域合同体育祭 (集団づくり・社会性育成) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・みんな友達集会 (人間関係づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア講演会 (情報モラル) ・居場所づくり早期教育相談 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・鹿嶋まつり (社会性育成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ早期発見チェックシート ・学校生活改善アンケート
<ul style="list-style-type: none"> ・立志行事 6 (社会性育成) ・定期教育相談 (早期発見) ・公民館まつり (社会性育成) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活改善アンケート

・学校生活アンケート ・学校生活改善アンケート
 ・学校評価アンケート

7・学校生活改善アンケート ・いじめ早期発見チェック

9

シート
 ・学校生活改善アンケート

10・学校生活アンケート ・学校生活改善アンケート

・学校生活改善アンケート

11

12 ・いじめ防止対策の反省 ・保護者向け携帯電話

1

アンケート

- ・学力診断テスト
- ・学校生活改善アンケート

2

- ・学校生活アンケート ・学校評価アンケート ・
- 期末テスト
- ・学校生活改善アンケート

<p>習 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生体験入学 ・ソーシャルスキル学 ・グループエンカウンター ・みんな友達集会 	<p>(中一ギャップ解消) (社会性育成) (人間関係づくり・居場所 づくり) (人間関係づく り・居場所づくり)</p>	<p>・いじめ防止対策取組評価 アンケート (教師対 象) ・学校生活改善アン ケート</p>
---	---	---

【別紙 3】高松小中学校 重大事態 対応フロー図

学校への情報提供
児童生徒・保護者からの申し立
て
重大事態の発生 いじめ・不
登校対策委員会



による判断・認知

①自殺等重大事態 →児童生徒が自殺を企図した場合等

②不登校重大事態 →年間 30 日を目安とする

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

いじめ防止対策委員会の実施 (学校が調査主体となる場合)

・校長 ・小中教頭 ・小中教務主任 ・小中児童生徒指導主事 ・学年主任 ・各学年
 児童生徒指導担当教員 ・養護教諭 ・特別支援コーディネーター
 ・医師 ・警察 ・弁護士 ・市教委 等

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任
 ※「誰がどのように動くか」の決定・確認 全職員が迅速に行動

情報の収集

情報の一本化

窓口の一本化

いじめを受けた児童生徒及び、その保護者に対して情報を適切に提供

(3) 被害者保護
 いじめを受けた児童生徒（その保護者）

関係児童生徒への
 の
 指導・援助

(4) 加害者対応
 いじめた児童生徒（その保護者）

- ・身柄の安全確保
- ・安心して相談できる体制
- ・「絶対に守る」という信頼感

保護者・地域社会への啓発活動

- ・事実の確認と指導
- ・「いじめは絶対に許されない行為である。」という確認と再発防止

設置者及び学校から地方公共団体の長等に報告

各担任 各学年 児童生徒 保護者 保護者 地域 関係機関等

いじめ解消
 【継続した情報交換・援助】

事後観察・支援継続
 【日常観察・SC との連携】

学校評価
 【組織の分析・改善】

学校の設置者が調査主体となる場合

学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。